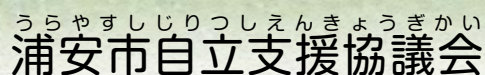


～うらやすこころのバリアフリーハンドブック～



目次

はじめに	1
安心して生活するための配慮がマークになっています	2
ヘルプマークとは	3
障害者権利条約とイエローリボン	4
障がいのある人の権利を守る法律	4
みんなとともに生きるまち	6
聞いてください。わたしたちの声	7
知っていますか？障がいのこと	
【身体（肢体）の障がい】	9
【難病】	10
【目の障がい】	10
知っていますか？障がいのこと・外見ではわかりづらい障がい	
【耳や言語の障がい】	11
【内部障がい】	12
【脳障がい】	12
【知的障がい】	13
【発達障がい】	13
【精神障がい】	15
ひと声かけて、私にもできることがあるとわかった	
【電車やバスを利用するとき】	17
【道を歩くとき・自転車や自動車で移動するとき】	19
【お店で買い物をするとき・食事をするとき】	21
浦安市手話言語等の理解及び普及の促進に関する条例	23
浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例	25
障がいのある人に対する虐待や障がいを理由とする差別に関する相談窓口	26

はじめに

わたしたちのまちでは、年齢、障がい、性別などに関わらず、いろいろな人々が、それぞれ自分の持てる力を発揮してくらしています。

差別、偏見、理解の不足、誤解、これらは、わたしたちが希望する生活を実現するときに、大きな障壁（バリア）となります。

こころのバリアフリーとは、日常生活の中に存在するこれらの「こころのバリア」をなくしていくことだと考えています。

障がいの有無などに関わらず、誰もが普通のくらし、自分らしいくらしを実現できるまち、それは誰にとっても豊かな社会になるはずです。

みなさんが、ハンディのある方の暮らしを知り、お互いに支えあう、よりよいコミュニケーションづくりの助けになることを願い、このハンドブックを作りました。

安心して生活するための配慮がマークになっています

高齢者や妊娠中の人、障がいのある人に配慮した施設であることや、それぞれの障がいなどについてわかりやすく表示するため、いろいろなシンボルマークがあります。これらのマークをみかけたら、ご理解とご協力をお願いします。

こくさい
国際シンボルマーク

すべての障がいのある人が利用できる建築物・施設を示すマークです。

もうじん
盲人のための国際シンボルマーク

視覚に障がいのある人の安全やバリアフリーに考慮した設備や機器を示すマークです。

AEDマーク



心臓がけいれんした時、電気ショックを与え、正常に戻す医療機器を設置していることを示すマークです。

ハート・プラスマーク



内部障がいのある人(12ページをご覧ください)を示すマークです。

マタニティマーク



妊産婦がカバンなどにつけて周囲が配慮をしやすいマークです。

しんたいしやう
身体障がい者マーク

身体に障がいのある人が運転する車に表示するマークです。

ちやうかくしやう
聴覚障がい者マーク

聴覚に障がいのある人が運転する車に表示するマークです。

こうれいしや
高齢者マーク

70歳以上の高齢者が運転する車に表示するマークです。

耳マーク



聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を示すマークです。

ヒアリングループマーク



補聴器や人工内耳に内蔵されている磁気誘導コイルを使って利用できる施設・機器であることを示すマークです。

ほじょけん
補助犬マーク

補助犬同伴の啓発のために、施設や店などの入口に貼るマークです。

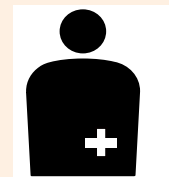
しゅわ
手話マーク

手話を必要としている、手話で対応できることを示すマークです。

ひつだん
筆談マーク

筆談を必要としている、筆談で対応できることを示すマークです。

オストメイトマーク



オストメイト(直腸や膀胱などの治療のための人工肛門・人工膀胱をつけている人)用の設備を備えていることを示すマークです。

ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。



身体障害者・オストメイト・乳幼児用の設備を備えています

「バリアフリートイレ」「だれでもトイレ」などの名称で、高齢者や妊娠中の方、小さいお子さんをつれた方、障がいのある方などに配慮したトイレが設置されています。

ヘルプマークとは

ぎそく じんこうかんせつ しょう ないぶしょう なんびょう ちょうかくしょう がいけん
義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病、聴覚障がいなど、外見からわか
えんじょ はいりょ ひつよう さいがいじ にちじょうせいかつ なか こま
らなくても援助や配慮を必要としている人が、災害時や日常生活の中で困ったときに、
しゅうい しえん はいりょ ひつよう し
周囲の方に支援や配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。

■ ヘルプマークを身に着けた人を見かけたら

でんしゃ ない せき ゆず こま こえ おも
電車・バス内で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある
こうどう ねが さいがいじ あんぜん ひなん しえん ねが
行動をお願いします。また、災害時には、安全に避難するための支援をお願いします。

■ どんな人がヘルプマークを身に着けているの？

なんびょう ないぶしょう ちょうかくしょう しかくしょう ちてきしょう せいしんしょう げんごしょう
難病、内部障がい、聴覚障がい、視覚障がい、知的障がい、精神障がい、言語障がい
のある人や、ぎそく したい ふじゅう にんちしょう
義足や肢体が不自由な人、認知症の人など

■ ストラップ型ヘルプマーク

カバンなどにつけることができます。

はいふ しゃくしょ しょう じぎょうか しょう ふくしか おこな
配布は市役所の障がい事業課と障がい福祉課で行っています。

■ ヘルプカード

きんきゅうれんらくさき しえんないよう か こ
緊急連絡先や支援内容を書き込めるカード
です。

はいふ しゃくしょ しょう じぎょうか しょう ふく
配布は、市役所の障がい事業課と障がい福
しか しないかくこうみんかん おこな
祉課、および市内各公民館で行っています。
また、うらやすし こうしき
浦安市公式ホームページからもダウ
ンロードできます。

名前	
住所	
性別	年齢
氏名	電話番号
氏名	電話番号
氏名	電話番号
氏名	電話番号
氏名	電話番号
氏名	電話番号



URL www.city.urayasu.lg.jp/fukushi/shogai/seido/1023695.html

ページID 1023695 (浦安市公式ホームページ/広報ページID検索用)

■ ヘルプマークに関するお問い合わせ窓口

うらやすし しょう じぎょうか
浦安市 障がい事業課

TEL 047-712-6397 FAX 047-355-1294
メール shougaijigyoku@city.urayasu.lg.jp

障害者権利条約とイエローリボン



イエローリボン
マーク

しょうがいしゃけんりじょうやく しょう けんり じつげん
障害者権利条約は、障がいのある人の権利を実現する
ために国がすべきことを決めている国際的な約束のこと
です。しょうがいしゃけんりじょうやく しょう じんけん
障害者権利条約は、障がいのある人の人権や
きほんてきじゆう まち やくそく しょう
基本的自由を守るための約束であり、障がいのある人が
もともと持っている自分らしさを大事にしています。
このマークは、「イエローリボン」といいます。日本では
しょうがいしゃけんりじょうやく
障害者権利条約のシンボルマークとして活用されています。

しょう けんり ほうりつ 障がいのある人の権利を守る法律

しょうがいしゃぎゃくたいほうしほう ○障害者虐待防止法

しょうがいしゃぎゃくたいほうしほう せいしきめいしょう しょうがいしゃぎゃくたい ぼうし しょうがいしゃ ようごしゃ たい しえんとう
障害者虐待防止法（正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等
に関する法律」といいます。）は、しょうがいのある人へのあらゆる虐待を禁止し、その予防と早期
発見のための取組や、しょうがいのある人を現に養護する人（養護者）に対して支援を行うこと
などを定めた法律です。虐待を発見した人には通報義務があります。虐待に気付いたら、
すみ ふうほう そうだん
速やかに通報や相談をしてください。

しょう しゃ ぎゃくたい 障がい者虐待とは？

かそく しせつ しょうがいん しょうば しょうし しょう つぎ
家族、施設の職員や職場の社長や上司などが障がいのある人に次のようなことを
することです。

かそく
家族などから

しせつ しょうがいん
施設の職員などから

はたら
働いている会社の人から

しんたいてきぎゃくたい 身体的虐待



例えば

- 平手打ちにする
- 殴る、蹴る
- つねる
- 閉じ込める など

せい てきぎゃくたい 性的虐待



例えば

- 裸にする
- 不必要に身体に触る
- わいせつな話をする。
- 映像を見せる など

しんりてきぎゃくたい 心理的虐待



例えば

- 怒鳴る
- 悪口を言う
- 仲間に入れない
- 無視する など

ほうき・ほうにん 放棄・放任 (ネグレクト)



例えば

- 十分な食事を与えない
- 必要な医療や福祉サービ
スを受けさせない など

けいざいてきぎゃくたい 経済的虐待



例えば

- 年金や賞金を渡さない
- 勝手に自分のお金を
使われる など

○障害者差別解消法

障害者差別解消法（正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」と言います。）は、国や市区町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者の、障がいのある人に対する「障がいを理由とする差別」をなくすための決まりごとを定めた法律です。障がいのあるなしにかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくることを目的としています。

障がいを理由とする差別とは？

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が差別になります。

不当な差別的取扱い

きちんとした理由もないのに、障がいがあるということで、サービスなどの提供を断ったり、制限したり、障がいのない人にはない条件を付けること。



合理的配慮の不提供

障がいのある人から、手助けや心くばりをしてほしいと言われた場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁をなくすために提供される必要かつ合理的な取組をしないこと。



守らなければならないこと

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
役 所	してはいけない	しなければならない
会社・お店など	してはいけない	しなければならない※

※令和6年4月1日から

MEMO

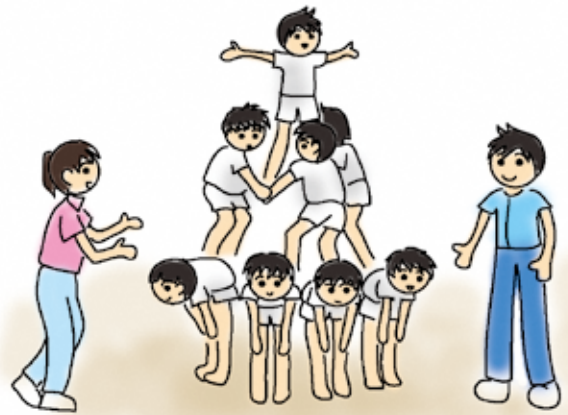
みんなとともに生きるまち



私の仕事は、スーパーでの商品出しと接客です。
商品がどこにあるかちゃんと把握しているので、ほかの社員から頼りにされています。

困ったことがあったら、ひとりで抱え込まないで、まわりの人に相談することになっています。私は特別なことをしてはいません。普通に仕事をしています。

知的なことや精神に障がいのある方から



参加が難しいといわれていた学校行事も、クラスの仲間が声をかけてくれたので、頑張れました。

「みんなと同じようにできないから、参加できない」ではなく、「どうやったらその子なりのやり方で参加できるか」を考えてもらえることは、とれもうれしいことです。

発達に障がいのあるお子さん(当時中学3年生)のお母さんから



通常学級で、学校生活を送っています。

担任の先生や補助教員の先生もサポートしてくれています。適切なサポートがあれば、本人の持っている力を発揮して、クラスの人と一緒にどんなことにも参加できます。

発達に障がいのあるお子さん(当時小学3年生)のお母さんから



私の趣味は旅をすることです。ヘルパーさんと一緒に、月一回出かけています。

一番楽しかった所は特急電車で行った温泉です。温泉で汗を流して、おいしいごはんを食べました。

私は気ままな旅が好きです。相談員さんと一緒にルートを考え、好きな電車やバスに乗っています。

知的なことに障がいのある方から

聞いてください。わたしたちの声

いつも買い物に行くスーパーで、レジの人が私たち親子のことを覚えていてくれて、こどものこだわり行動に対してもやさしく接してくれました。

まちへ出かけるとき、気持ちが楽になりました。

発達に障がいのあるお子さんのお母さんから



信号がかわるときに、いつも声をかけてもらっています。ありがとうございます。

視覚に障がいのある方から

話すときに、ゆっくりはっきり話をしてくれて嬉しかった。

聴覚に障がいのある方から



メールやFAX、ホワイトボード、筆談など、文字による情報が、とても助かります。

難聴の方から

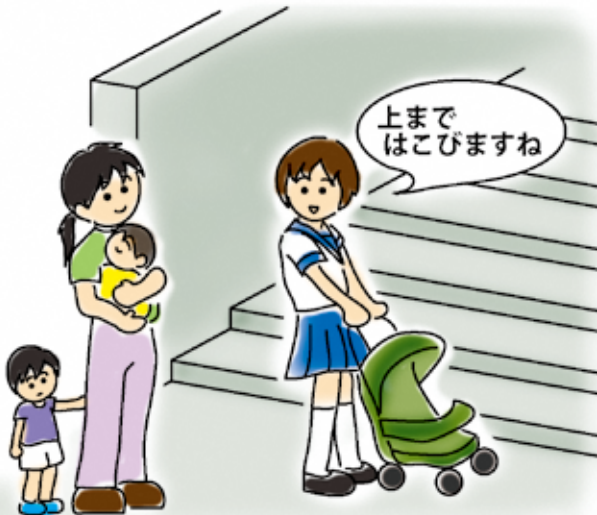
しょう 障がいのため疲れやすいので、休憩し
てしていると「さぼっている」と誤解され
てしまうことがあります。

ないぶしょう 内部障がいのある方から



エレベーターもエスカレーターもない場所
で困っていたら、通学中の中学生がベビーカー
を運ぶのを手伝ってくれました。ありがとう。

こそだ 子育て中のお母さんから



なかなか集中することがむずか
しかったり、気持ちのコントロール
が苦手なAくんですが、困っているこ
とがあると、すぐに気が付き、手伝っ
てくれます。とても優しい子です。

小学校の教員の方から

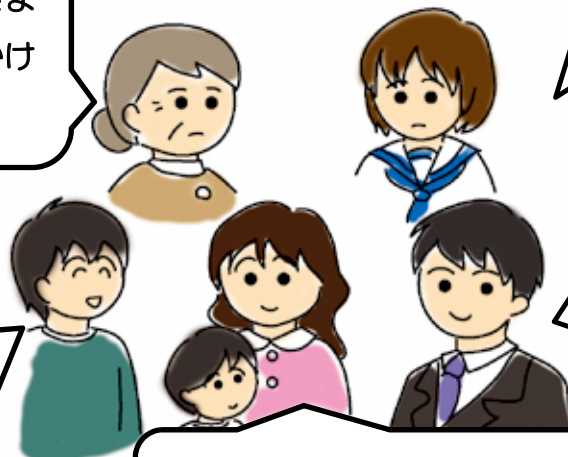


ジロジロ見たり、あからさま
に指を差さないで、気にか
けてください。

しょう 障がいのある方やその
ご家族、支援者の方から

「障がいについてもっ
と知ってもらえたら」と
考えています。

あいさつや、声をかけ
てもらうことがとても
うれしいです。



しょう 障がいがあっても、
働きたいと、願っています。

とくべつあつか 特別扱いするのではなく、さりげなく
接してほしいと思っています。

知っていますか？障がいのこと

手足が自由に動かせない、目が見えない、耳がきこえない、言葉が自由に話せない、体の内部の障がい、知的障がい、精神障がいなど、障がいにはさまざまな種類があります。また、1人の方に2つ以上の障がいがある場合を「重複障がい」といいます。

○身体（肢体）の障がい

腕や足など身体の機能の障がいのため、日常の動作や姿勢を保つことが難しく、マヒがあったりします。

・車いすや杖を使用している人

歩くことが困難な人、歩く力が弱くなって転びやすくなっている人が車いすや杖を必要としています。

急な坂道、長い坂道、デコボコした道や段差のあるところでは、困ってしまうことがあります。



・片マヒ

病気やケガによって右または左半身が自分の意思でうごかせません。

片手で杖をつくため、荷物を運びながら歩くことや階段の上りおりや傘をさすこと、エレベーターなどのボタンを押すことなどが困難です。



・全身性障がい

病気やケガによって身体全体に障がいがあり、体の筋肉が緊張してしまったり、力が入らなかったり姿勢を保つことが難しく、思う通りに体が動かせません。体の*側わん、拘縮などもあります。

重度の障がいの方が多く、生活する上でのさまざまなハンディがあり、障がいに応じて医療的ケアや用具の活用などが必要です。

*側わん：背骨の曲り、ねじれ 拘縮：関節の動きに制限があること

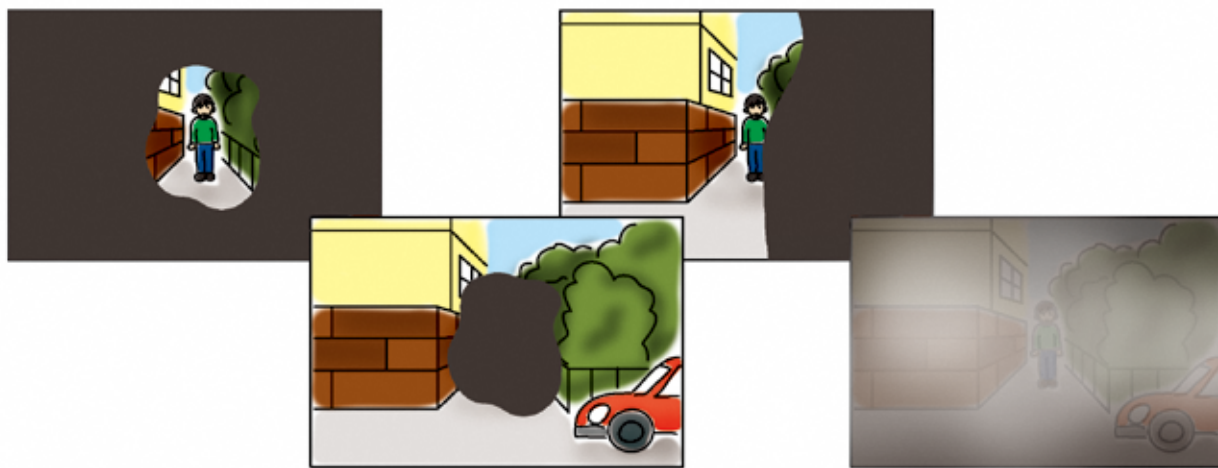
○難病

原因がわからず、治療方法の確立されていない病気や、慢性的で社会生活を送る上で
の困難のある病気のことをいいます。

難病は、クローン病、パーキンソン病などがあり、国が指定をしています。

○目の障がい

目に障がいのある人は、全く見えない人(全盲の人)だけではありません。メガネをかけても見えづらかったり、見える範囲が狭かったりなどさまざまです。



- 全盲の人は、盲導犬やガイドヘルパーと外出することもあります。
- 全盲の人や重度の弱視の人が一人で歩くときは、前方の安全を確認するために杖を使っています。(全盲の人は白い杖、弱視の人はオレンジ色の杖)



- 軽度の弱視の人は、光や物の輪郭などを判断でき、誘導ブロックの黄色いラインを目印にしています。
- 点字を読める人は案外少なく、点字だけでなく音声による案内も望まれています。

知っていますか？ 障がいのこと・外見ではわかりづらい障がい

耳、言語や体の中の障がいは、外見から障がいがあるとわかりづらい障がいです。

酸素ボンベのような機材を持ち歩いていたり、発作が起きたときや話をするときになって初めて気づくことが多い障がいです。

知的障がい、発達障がい、精神障がいも外見からは障がいがあるとわかりづらいため、障がいの特性についてあまり知られてなかったり、誤解を受けたりすることもあります。

○耳や言語の障がい

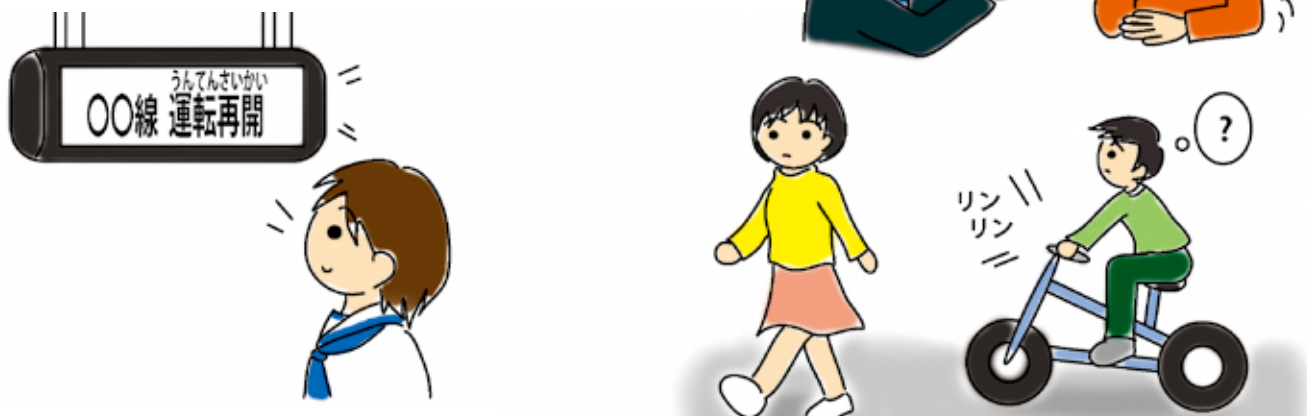
全く聞こえない人だけでなく、聞こえづらい人（難聴の人）など、さまざまです。

また、聞こえなくなった年齢もさまざまです。生まれたときからや小さいときから聞こえない人は、話すことが難しく、発音がはっきりしない場合もあります。

途中から聞こえなくなった人（中途失聴者）や、わずかに聞こえる人は、話すことができるので、聞こえないことをわかってもらえないことがあります。



- 手話、筆談、読唇（唇の動きを見て言葉を読み取る方法）などのコミュニケーション方法が使われています。（全ての人が、手話や読唇ができるわけではありません）

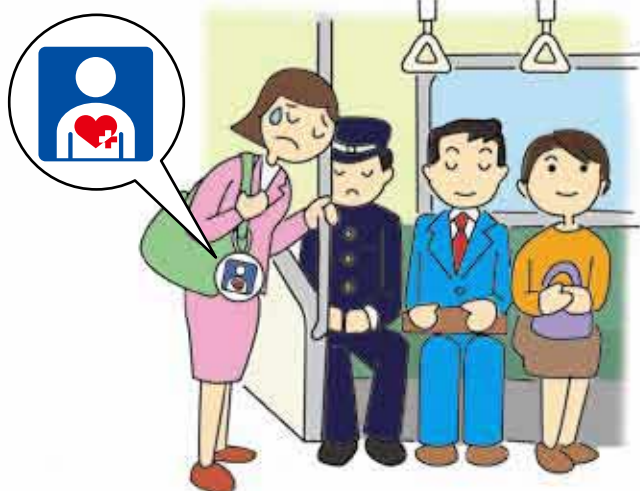


- 電光表示などの目に見える案内や表示が望まれています。

- 後ろから車や自転車が近づいてくる音やクラクションに気づかない場合があります。

○内部障がい

- 内部障がいとは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸、肝臓、免疫機能障がいの7つの障がいの総称です。
- ペースメーカーや酸素ボンベ、ストーマなどの生活補助器具を使っている人もいます。
- 疲れやすいため、ハート・プラスマークを身につけている人など、内部障がいがあることを表示している人を見掛けたら、進んで席を譲りましょう



ペースメーカー



心臓の機能が低下した時に使われる人工臓器です。

電磁波の影響を受ける可能性もあるため、例えば電車内では混雑時には携帯電話をオフにするなどとされています。

ストーマ

直腸や膀胱などの治療のための人工肛門・人工膀胱

酸素ボンベ

肺機能に障がいのある方が高濃度の酸素を補給するために使います。

○脳障がい

てんかん

手足や全身のけいれん、意識を失うなどの発作がくりかえしおこります。交通事故によるものなどいろいろな原因がありますが、多くの場合はよくわかっていません。薬と治療で8割近くの人が発作のコントロールをして生活しています。

高次脳機能障がい

脳卒中などの病気や交通事故などで脳の一部が傷を受け、言語・思考・記憶・行為・学習・注意などの脳の機能の一部に障がいが起こってしまった状態を言います。

○知的障がい

知的な発達に遅れがあり、自分の行動や生活を、社会やほかの人に合わせしていくのが難しいことがあります。

こんなふうに接してください

- ・話すときは、「やさしく」「簡単な言葉で」「ていねいに」「ゆっくり」話してください。
- ・「これ」「あれ」などの表現はさけて、具体的に簡潔に説明してください。



× こちらの用紙に必要事項を
記入して申し込んでください



○ ここに名前と住所を書いてください

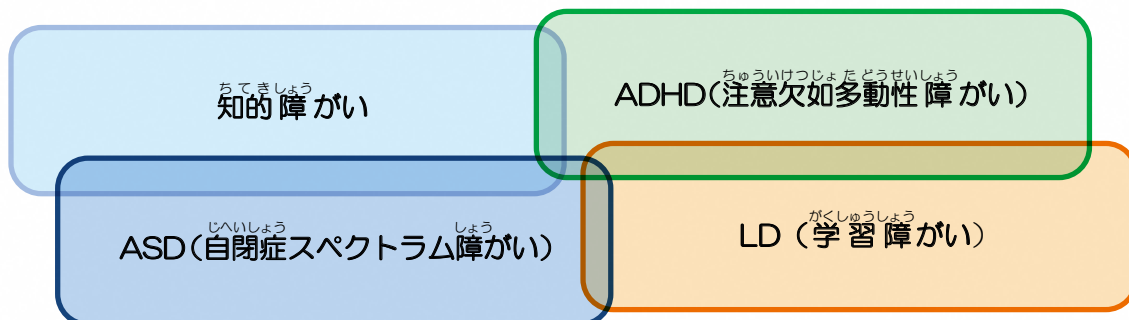
- ・必要があれば「くり返し」話してください。
- ・話をするより紙に書いた方が理解しやすい人もいます。
- ・絵や図などを使ってコミュニケーションする方法もあります。
- ・成人を子ども扱いしないでください。



○発達障がい

ASD（自閉症スペクトラム障がい）、ADHD（注意欠如多動性障がい）、LD（学習障がい）などの脳機能障がいです。人間関係やコミュニケーションに困難さが現れやすいため、周囲の理解と支援を必要とします。

発達障がいは、複数の障がいが重なって現われることや、一部知的障がいを伴う場合もあります。



• ASD（自閉症スペクトラム障がい）

社会性・対人関係の困難さ（仲間を作ったり、他人と一緒に遊んだりすることが苦手）、コミュニケーションの困難さ（言葉の発達の遅れ、おうむ返しが多い、あいまいな表現がわからない）、こだわり行動（興味のかたより、同じ行動を繰り返す）、感覚過敏などの特性があります。



音に敏感、手をひらひらさせる、体を前後にゆする、オウム返しなどの特性があります（個人によって異なります）

• ADHD（注意欠如多動性障がい）

集中力の持続が難しい、考えるより先に動いてしまうような衝動的な行動をとる、落ち着かず絶えず動いているなどの特性があります。

• LD（学習障がい）

全般的に知的な発達に遅れはありませんが、読み・書き・計算などのうち、特定の能力が発達に比べて弱いという特性があります。

こんなふうに接してください

- たくさんのことをいっぺんに話さず、ゆっくり話してください。
- 目で見てわかるように、指でさしたり絵や写真があると伝えやすいです。
- ひとごみや大きな音、光のような刺激を苦手とする人がいることを理解してください。
- できるだけ穏やかに根気よく接してください。

* 親の育て方や本人の性格のせいなどと誤解されることがありますが、発達障がいは、脳の機能障がいです。

○^{せいしんしょう}精神障がい

^{ふあん}不安を多くもっていたり、^{きんちよう}緊張したりすることが多く、^{にちじょうせいかつ}社会生活や^{さまざま}日常生活に様々な
^{こんなん}困難があります。

細かいことにこだわる、人付き合いが^{にがて}苦手、身だしなみがうまく^{ととの}整えられない人もいれば、^{くすり}薬の副作用で早く起きられない、^{つか}疲れやすいという人もいます。



^{まわ}周りの人が理解を持って接すれば、こうした^{こんなん}困難を^{かる}軽くすることができます。



^{ちりよう}治療・^{くすり}薬・^{あんてい}リハビリなどにより安定した生活
をおくることができるようになっています。



○^{しゅうろうそうだん}就労相談などを活用し、^{ちいき}地域で働いています。



こんなふう^{せつ}に接してください

- ・「おはよう」「こんにちは」などのシンプルなあいさつを交わしてください。
- ・^お落ち着いて、^{くたいてき}ゆっくりと具体的な言葉で話をしてください。
- ・^{あいて}相手の伝えたいことを^{つた}ゆっくりと聞いてください。
- ・^{みまも}見守る態度が好ましいです。

知的なことや精神の障がいのある方は、その障がいの特性から配慮が必要な事や人との
かわりかスムーズにいかない事もあります。

「おかしい人、へんな人」と思わずに見守ってください。



○ゆっくり、やさしい口調で声をかけてください。
また、表情も重要です。強い口調や相手をとがめるような表情や口調はさけて、リラックスして話せる雰囲気を作ってください。

○声は、前からかけてください。
後ろから声をかけるとびっくりして、パニックになってしまう人もいます。



あたたかい目で見守ってください

ここで紹介している情報がすべての人にあてはまるわけではありませんが、障がいや困難のある無しにかかわらず一人の人として向き合う中で、お互いへの理解を育んでいきたいですね。

ひと声かけて、私にもできることがあるとわかった

困っている人や大変そうな人に気づいたら、「どうしました？」と声をかけてみてください。

声をかけられたら、ちょっと立ち止まって話を聞いてください。

あなたのひと声が、ちょっとした心遣いが、大きな助けになります。

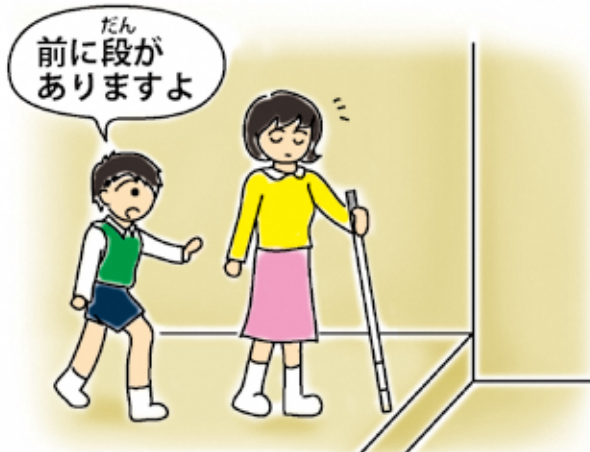
電車やバスを利用するとき

駅は、エレベーターや多目的トイレ、誘導ブロックなどのバリアフリーのための工夫がすすめられています。車椅子を使っている人が乗れるように、ノンステップバスが走っていたり、ドアが開くと自動で行き先が放送されるバスもあります。

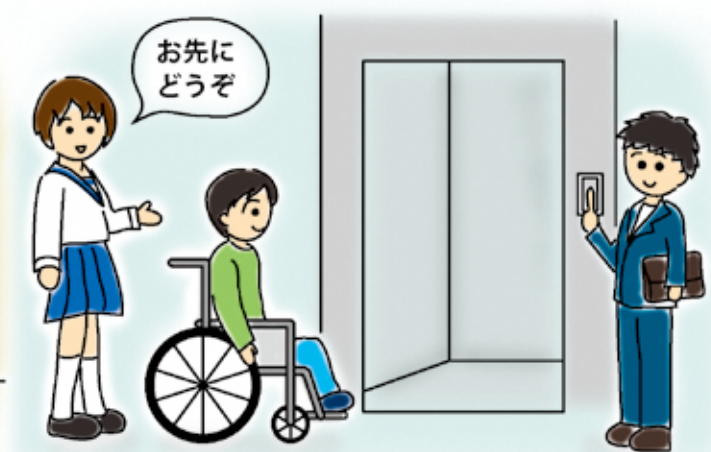
ですが、全国のすべての駅や電車、バスにその機能がついているわけではありません。

みなさんの協力や配慮があれば、電車やバスは、もっと使いやすくなります。

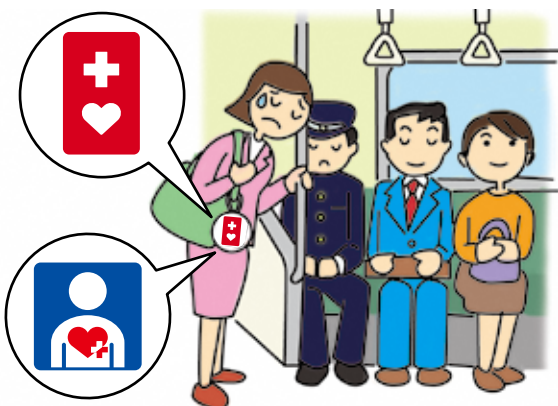
「どうしました？」「お手伝いしましょうか？」「どうぞ」と、声をかけてみてください。



○あぶないな、と思ったら声をかけてください。



○エレベーターは、本当に必要としている人にゆずりましょう。



○ヘルプマークやハート・プラスマークを身につけている人を見掛けたら、進んで席を譲りましょう。



○ボタンに手がとどかないときなどは、ご協力ください。



ゆうせんせき
○優先席でなくても、立っているのがたいへん
そんな人がいたら席をゆずりましょう。



こうれいしゃ じやくし
○高齢者や弱視の人には小さな文字は読みづらい
のです。困っているかもしれないと思ったら、声
をかけてみてください。



しかくしょう
○視覚障がいのある方は、時刻表や、どこ行きのバスか、何番乗り場なのか、わからないときがあり
ます。また、席があいているのかどうか確認できません。声をかけてみてください。



きょうふう
強風のため
うんでん
運転を見合わせています

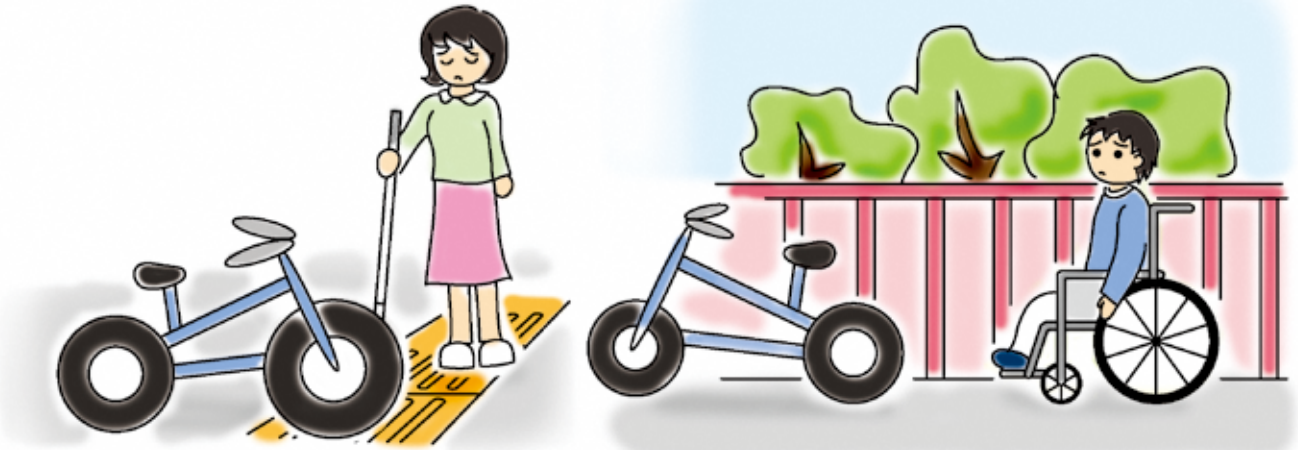


きんきゅう し ほうそう
○緊急時の放送を聞くことができないとき、
ひつだん 筆談などで、事故などの状 況 を知らせ
てくれと安心できます。



こま
○困っていても声をかけづらいと思っている人
もいます。「手伝いましょうか」と、こちらから
声をかけてみませんか。

道を歩くとき・自転車や自動車で移動するとき



○歩いている人に迷惑にならないように、自転車は決められた場所に置きましょう。
誘導用ブロックの上に止めたり、道をふさいだりすると、たいへん危険です。



○通行のさまたげになるものをそのままに
していませんか。



○ベルやクラクションに気づけない場合があります
もしかしたら、聴覚に障がいのある方かもと考
えてみてください。



○点字ブロックをふさいでいませんか？



○盲導犬がハーネス（胴輪）をつけているときは、
仕事中です。犬には、声をかけずに見守ってください。



○交差点や人の多い通りなど、心配の多い場所では、ご協力ください。



○音声以外で話しかけられてもあわてず、筆談にも対応しましょう



○道順を説明するとき

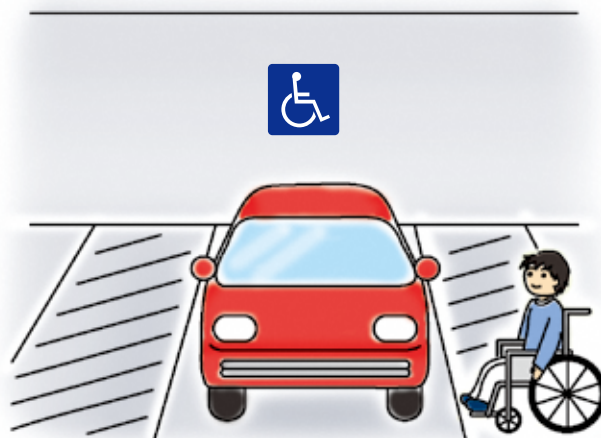
たとえば、視覚に障がいのある方に「あっち」「そこ」と言ったり、指でさしても場所を伝えることができません。

方向は、「前」「右」、距離は「〇メートル先」、「あと△歩ぐらい」と説明する方法もあります。

○車は大切な移動のための手段です

駐車場でシンボルのマークのついた場所があったら、障がいのある方のための駐車場所です。入口の近くにあって、車いすでも乗り降りできるように広いスペースを確保する必要があります。

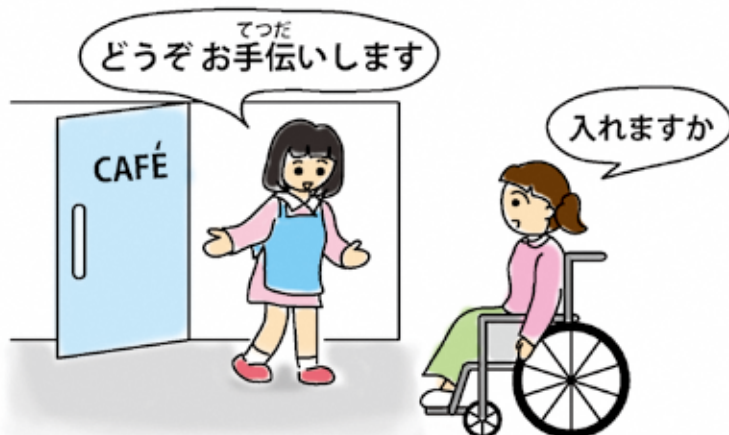
また、危険防止のやむをえない場合を除いて、身体障がい者マークを付けた車に幅寄せや割り込みをおこなうことは、禁止されています。



お店で買い物をするとき・食事をするとき



○手が届かない、買いたい商品がどこにあるのかわからないときがあります。
声をかけてみてください。



○商品の説明や、介助、段差の解消など、お店の人の少しの手助けがあれば、買い物や食事を楽しめます。

＊「身体障害者補助犬法」により、公共施設や交通機関はもちろん、デパート・ホテル・レストランなどの一般的な施設でも補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を自由に同伴できるようになりました。

また、これらの不特定多数の人が利用する施設への補助犬の出入りを拒むことはできなくなりました。



このハンドブックを読んで、みなさんはどう感じましたか？

わたしたちのまちでは、いろいろな人が、それぞれ当たり前^{あたりまえ}の暮らし^{くら}しを営^{いとな}んでいます。

生きづらさを感じている人たちの気持ちや悩み、暮らしを知り、特別な存在^{とくべつ そんざい}として見るのではなく、対等^{たいとう}な仲間^{な か ま}として、お互いにサポートできる関係^{かんけい}を作^{つく}っていただけることを願^{ねが}っています。

つなげる・つながる

あいさつは、人と人をつなぐ

コミュニケーションの第1歩^{だいいつぽ}です。



気づく・声をかける・見守る

小さな心遣い^{こころづか}が大きな助け^{たす}になります。



聞く

手伝^{てつだ}う方法^{ほうほう}がわからないときは、どんなふう^{くふう}にすればいいのか、聞いてみましょう。



コミュニケーションの方法^{ほうほう}を工夫^{くふう}する

ちょっとした気遣い^{きづか}で、相手^{あいて}の気持ち^{きもち}を知ったり、自分の気持ち^{きもち}を伝^{つた}えたりすることができます。



手話は言語です

「手話」は独自の文法を持つ「言語」です。

手話は、手や指、顔の表情などを使って、さまざまな意味を表すことができる、ろう者や中途失聴者、難聴者をはじめとする聴覚に障がいのある人にとって大切なコミュニケーション方法の一つです。

国連総会では、2006年に障害者の権利に関する条約の中に手話が言語であることが採択され、その後日本においても、2011年に障害者基本法の中に手話が言語であると明記されましたが、いまだに社会における手話への理解や認識が共有されたとはいえない状況にあります。

そこで、浦安市では、平成30年10月に「浦安市手話言語等の理解及び普及の促進に関する条例」を施行しました。

聴覚障がいのある人と手話などについて理解し、全ての市民が心豊かに共生することができる地域社会を目指しましょう。

浦安市手話言語等の理解及び普及の促進に関する条例で定めていること

「手話など」とは…手話、要約筆記、筆談などのことを言います。

基本理念

- ・手話への理解の促進と普及を図ります。
- ・ろう者や中途失聴者、難聴者などの聴覚に障がいのある人への理解を図ります。
- ・手話や筆談などでコミュニケーションを図る環境を整えます。

市の責務

- ・国及び千葉県などと連携し、手話などの理解及び普及の促進並びに手話などを使いやすい環境の整備を図ります。
- ・学校教育の場において、手話などに関する学習の機会の提供その他児童、生徒、教職員などが日常的に手話などに親しむための環境の整備を行います。

市民の役割

- ・手話や聴覚の障がいについての理解を深め、手話などの普及に協力するよう努めてください。
- ・手話などの知識がある人は、手話などの普及の促進に協力するよう努めてください。

事業者の役割

- ・聴覚に障がいのある人が利用しやすいサービスを提供するよう努めてください。
- ・聴覚に障がいのある人を雇用しようとするとき及び雇用したときは、手話などの使用に関して配慮するよう努めてください。

施策の推進

市町村障害者計画において、手話などの理解及び普及の促進に関すること、手話などによる情報の発信及び取得に関すること及び手話などによる意思疎通の支援に関することとを、総合的かつ計画的に推進します。

平成30年10月1日施行

はじめてみよう! たのしい

手話



うらやす

両手の人さし指で、頭の上に
大きく円を描く。

簡単な 手話

わたし



人さし指で、自分の
胸をさす。

あなた



手のひらを相手に
さし出す。

OKです



親指と人さし指で
マルをつくる。

ダメです



両手をクロスさせて
バツをつくる。

あいさつ 手話

はじめまして



① 左手の甲に右手のひら
を重ね、上に上げながら
人さし指以外をにぎる。
(「はじめて」を表現)



② 両手の人さし指を向か
い合うように立て、左右
から近づける。
(「会う」を表現)

こんにちは



① 右手の人さし指と中指
を立て、人さし指側を
額にあてる。
(「昼」を表現)



② 両手の人さし指を向か
い合うように立て、軽く
曲げる。
(「あいさつ」を表現)

よろしくお願いします



① 右手のこぶしを鼻にあて
る。(「よい」を表現)



② 手を開き、頭を下げ
ながら手を前に出す。
(「お願い」を表現)

ありがとう



① 左手の甲に右手を垂直
にのせ、上に上げる。
(力士の手刀と同様)



② 頭はおじぎをするよう
に軽く下げる。

やさしいまちをめざして・・・

浦安市では、障がいを理由とする差別の解消を推進し、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するやさしい社会の実現に向けて、条例を制定しました。

障がいのある人に対する差別や虐待の多くは、誤解、偏見及び理解の不足から生じていることから、市民がお互いの立場を理解し合い、協力し、差別をなくす取組を進めることが大切です。

障がいを理由とする差別を解消するための取組は、障がいのある人だけでなく、このまちで暮らす全ての人にぬくもりと希望をもたらし、地域社会を根底からやさしくしていくはずです。

浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例で定めていること

市の責務

市は障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策を実施します。その際には、市民、事業者、国及び千葉県などと連携協力をします。

市民・事業者の役割

障がいのある人に対する理解を深め、市が実施する障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めてください。障がいの有無にかかわらず、お互いの立場を理解し合い、協力するよう努めてください。

障がいを理由とする差別の禁止

市は、不当な差別的取扱いをしてはなりません。合理的配慮をしなくてはなりません。事業者は、不当な差別的取扱いをしてはなりません。合理的配慮をするよう努めてください。

障がい者差別解消推進計画・取組状況の公表

市は、障がい者差別解消推進計画を策定し公表します。また、取組状況も公表します。

職員対応要領

市は、職員対応要領を定め、公表します。職員はこれを遵守します。

広報及び啓発

市は、障がいのある人に対する理解を広げるとともに、広報啓発活動を虐待を防止する取組と一体的に行います。

協議会

市は、障がいを理由とする差別の解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、協議会を設置します。協議会は、高齢者等に対する虐待を防止する取組と連携を図ります。

平成28年4月1日施行



しょう たい ぎゃくたい しょう りゆう さべつ かん そうだん まどぐち 障がいのある人に対する虐待や障がいを理由とする差別に関する相談窓口

う ら や す し しょう しゃ け ん り よ う こ しょう し ぎ ょ う か な い
浦安市障がい者権利擁護センター（障がい事業課内）

そうだん ないよう 相談内容

- しょう しょう しゃ ぎゃくたい よう ご しゃ し え ん かん つうほう とどけで めく
○障がい者虐待・養護者の支援に関すること（通報・届出含む）
- しょう りゆう さべつ かん
○障がいを理由とする差別に関すること など

まどぐち かいせつ じかん 窓口開設時間

げつ きんようび しゅくじつ のぞ こぜん じ ぶん ご こ じ
月～金曜日（祝日を除く）午前8時30分から午後5時

しゃくしょうだいひょうばんごう 市役所代表番号

047-351-1111

ちやくつうばんごう センター直通番号

047-712-6837（まどぐち かいせつ じかん ない うけつけ
窓口開設時間内の受付です。）

ファクス

047-355-1294

メール

shougaijigyou@city.urayasu.lg.jp

じゅうしょ 住 所

〒279-8501

う ら や す し ね こ ぎ ね い っ ち ょ う め ばん ごう かい
浦安市猫実一丁目1番1号 3階

MEMO



わたしたちにできることがあります うらやすこころのバリアフリーハンドブック

平成^{へいせい}24年12月5日 初版^{しょはんはつこう}発行

*このハンドブックは、浦安市公式ホームページからもダウンロードできます

URL www.city.urayasu.lg.jp/fukushi/shogai/seido/1001259.html

ページID 1001259 (浦安市公式ホームページ/広報^{こうほう}ページID検索^{けんさく}用)

発行^{はつこう} 浦安市自立支援協議会^{うらやすしじりつしえんきょうぎかい}

自立支援協議会^{じりつしえんきょうぎかい}とは

浦安市自立支援協議会^{うらやすしじりつしえんきょうぎかい}は、障害者総合支援法^{しょうがいしゃそうごうしえんぽう}に基づいて市が設置^{せっち}し、「障がい^{しょうがい}があってもなくても市民^{しみん}の誰もがともに暮らしやすい街づくり」を推進^{すいしん}するために、障がい福祉^{しょうがいふくし}分野^{ぶんや}だけでなく、医療^{いりょう}、教育^{きょういく}、就労^{しゅうろう}、企業^{きぎょう}、交通^{きょうつう}、行政^{ぎょうせい}などの関係機関^{かんけいきかん}が集まって課題^{かだい}解決^{かいけつ}に向けた話し合いを進めています。

連絡先^{れんらくさき} 浦安市障がい事業課^{うらやすししょうがいじぎょうか}

〒279-8501 千葉県浦安市猫実^{ちばけんうらやすしねこざね}1-1-1

TEL 047-712-6398 FAX 047-355-1294

Eメール shougaijigyoku@city.urayasu.lg.jp